

障がい者支援施設で 外国人人材を雇用するにあ たって留意すべきポイント

学校法人アリス国際学園理事長
社会福祉法人愛里巣福社会相談役
全国経営協外国人介護人材特命チームメンバー

竹澤敦子

自己紹介

- ・ 学校法人アリス国際学園理事長
介護福祉学科・日本語学科・国際ビジネス学科
- ・ 社会福祉法人愛里巣福祉会相談役
児童・障がい・老人分野
- ・ 全国経営協 外国人介護人材特命チームメンバー
- ・ 石川県私学審議委員
- ・ 石川県経営協役員
- ・ キャリアカウンセラー・介護福祉士養成教員
- ・ 薬剤師

アリス学園グループの活動内容

- ▶ 専門学校（日本語教育・介護教育・国際ビジネス教育）
（リカレント教育・通信教育・就職支援センター）
- ▶ 社会福祉施設（児童・障がい者・老人分野）
- ▶ 人材派遣会社
- ▶ 協同組合
- ▶ 特定技能支援機関

現在日本にいる 外国人人材の現状について

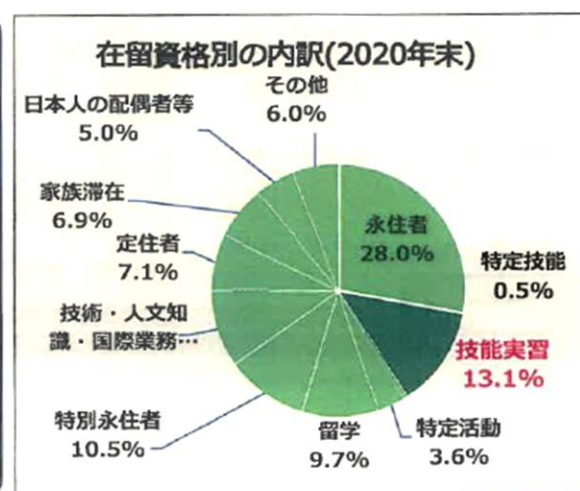
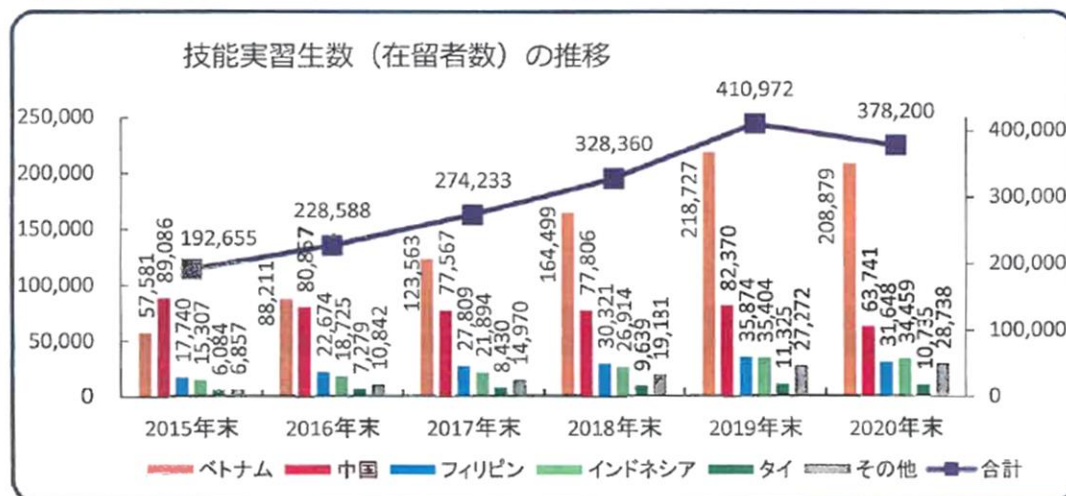
- ▶ 令和2年度の人数の推移について
- ▶ 問題つまり違反状況について
- ▶ 技能実習法による行政処分について
- ▶ 日本の人身取引の国際評価について

令和2年末現在の在留外国人材の人数の推移

出典:出入国在留管理庁HP(令和3年10月15日公表)
「令和3年6月末現在の在留外国人材について」よりJITCO作成

単位:人

外国人材の在留資格	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年6月末
技能実習	228,588	274,233	328,360	410,972	378,200	354,104
技能実習1号イ	4,943	5,971	5,128	4,975	1,205	626
技能実習1号ロ	97,642	118,101	138,249	164,408	74,476	57,931
技能実習2号イ	3,207	3,424	3,712	4,268	4,490	3,902
技能実習2号ロ	122,796	146,729	173,873	210,965	258,173	248,801
技能実習3号イ	-	0	220	605	707	612
技能実習3号ロ	-	8	7,178	25,751	39,149	42,232
技能実習イ計	8,150	9,395	9,060	9,848	6,402	5,140
技能実習ロ計	220,438	264,838	319,300	401,124	371,798	348,964
技術・人文知識・国際業務	161,124	189,273	225,724	271,999	283,380	283,259
特定技能	-	-	-	1,621	15,663	29,144
特定活動	47,039	64,776	62,956	65,187	103,422	112,382



技能実習生の違反状況

技能実習生の不法残留者数(各月1日現在)

(単位:人)

	2016年1月	2017年1月	2018年1月	2019年1月	2020年1月	2021年7月	2021年7月 構成比
総数	65,270	66,498	74,167	82,892	82,868	73,327	
短期滞在	44,167	44,592	47,399	51,239	50,092	46,899	64%
技能実習	6,518	6,914	9,366	12,427	13,079	9,186	12.5%
特定活動	1,910	2,286	4,224	5,688	5,904	5,560	7.6%
留学	3,807	4,100	4,708	5,543	5,041	3,616	4.9%
日本人の配偶 者等	2,287	3,092	2,946	2,687	2,608	2,506	3.4%
その他	5,581	5,514	5,524	5,308	6,144	5,560	7.6%

技能実習生の失踪者数(年間)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2019年 構成比
総数	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	
ベトナム	1,705	2,025	3,751	5,081	6,105	69.4%
中国	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	15.1%
カンボジア	58	284	656	758	462	5.3%
ミャンマー	336	216	446	345	347	3.9%
インドネシア	252	200	242	339	307	3.5%
その他	336	346	400	273	245	2.8%

技能実習法による行政処分(2021年10月22日現在)

出典：外国人技能実習機構HP
「行政処分等」より

【令和2年度外国人技能実習機構業務統計概要より】

令和2年度の行政処分等 ◎実習実施者：認定計画取消し 77者 1,001件、改善命令 6者
◎監理団体 許可取消し 13団体、改善命令 2団体

区分	行政処分	期間	件数
監理団体	許可取消（法37条）	2018/12/27~2021/10/22	26団体 +4
	改善命令（法36条）	2020/6/23~2021/10/22	10団体
実習実施者	認定取消（法16条）	2018/7/3~2021/10/22	213社 225
	取消理由 ※1社で複数の理由があるため合計が213社とならない	入国後講習中の実習	4社
		認定計画違反・相違（職種・作業内容・労働時間・賃金）	75社
		虚偽申請・実地検査時虚偽報告	20社
		出入国管理及び難民認定法違反	113社
		労働関係法違反（労働基準法・労働安全衛生法）	103社
		技能実習生の人権の著しい侵害	7社
		相続税法違反	1社
		監理団体の監査拒否	2社
		旅券保管	3社
		機構職員の実地検査拒否	1社
	改善命令（法15条）	2019/1/25~2021/5/28	11社

監理団体許可・認定計画の取消事例

区分	監理団体許可の取消し事例（技能実習制度要領及び外国人技能実習機構HPより）
業務実施基準	○ 入国後講習を適切に実施せず、実地検査時に虚偽の入国後講習実施記録の提出等を行ったこと ○ 傘下の実習実施者に対して、監査を適切に行わなかったこと
送出機関との関係	○ 送出機関との間で、技能実習に係る契約の不履行についての違約金契約を締結していたこと
名義貸し	○ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせたこと

区分	技能実習計画認定の取消し事例（技能実習制度要領及び外国人技能実習機構HPより）
技能実習計画の履行	○ 入国後講習期間中に、技能実習生に対して業務に従事させたこと。 ○ 認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと。 ○ 従事させた業務が技能実習の内容の基準に適合していないと認められること。 ○ 認定計画に従って賃金を支払っていないこと。 例）時間外労働に係る割増賃金について不払い ○ 技能実習計画に記載された実習予定時間を大幅に超過して技能実習を行わせていたこと。 ≦80hrs/月 ○ 技能実習計画に記載された居住費よりも高い金額を居住費として徴収していたこと。 ○ 認定計画に従って技能実習を行わせておらず、その結果、出入国又は労働に関する法令に関し、不正又は著しく不当な行為が認められたこと。
実習実施体制	○ 技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていたこと。 例）旅券の保管 ○ 技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から技能実習指導員を選任していなかったこと。 ○ 外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の帳簿書類を提示したこと。 ○ 技能実習生との間で技能実習計画と反する内容の取決めをしていたこと。 ○ 役員のうちに技能実習法の規定により実習認定を取り消された実習実施者の役員があること。 ○ 監理団体の実習監理を受けなかったこと。
法令違反	○ 事業活動に関し、外国人に不法就労させたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し、不正又は著しく不当な行為をしたと認められたこと。 ○ 労働基準法違反、労働安全衛生法違反、入管法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したこと。 ○ 相続税法違反により懲役及び罰金に処せられたこと。

各国の人権侵害に対する国際的な動き

1. 米国国務省レポート(人身取引報告書)

- 2021年7月国務省レポート(毎年公表:4段階評価)

第1階層 米、英、仏、スウェーデン等。韓国、台湾、フィリピン、ナミビア等28か国

第2階層 日本(撲滅のための最低基準を十分には満たしていないが、相当の取組を実施。

2018・2019年は第1階層)

第3階層 中国、北朝鮮、ミャンマー、ロシア、イラン等17か国

特別監視国 リビア、ソマリア、イエメンの3か国

2. 国連人種差別撤廃委員会

2018年8月技能実習制度に関して勧告(2016年11月技能実習法可決・成立)

2019年9月3日付で日本政府の報告

2020年9月24日付で日本政府報告に対する結果文書を送付

「技能実習法が厳格に実施されていないことに懸念、技能実習生が劣悪な労働条件、虐待的で搾取的な慣行、そして債務奴隷型の状況のもとにある」というNGOなど市民団体からの報告に憂慮。そのうえで、技能実習制度の「さらなる改正と政府のより徹底した監督が必要である」と記述

これらの課題について、2023年1月14日までに提出
(2022年技能実習法の見直し時期)

労働者不足を外国人労働者で補う

現在起こっている問題

- ①人種的差別
- ②日本語のトラブル
- ③生活習慣の違いによる問題
- ④文化の違いによる問題
- ⑤介護業務上の問題
- ⑥労務上の問題

介護業務上の問題

- ▶ そもそも祖国に介護職ない
- ▶ 自立支援の理解がわからない
- ▶ チームケアへの理解
- ▶ 報連相の重要さがわからない
- ▶ 書くことが苦手である

人種差別

- ▶ 叱責の仕方

外人だから・・・

人前でしかる

どうせ、わからないだろうけど

- ▶ 厳しさの度合い 日本人のあたりまえがわからない

- ▶ 暗黙の了解 言わなくてもわかるだろう

日本語のトラブル

- ▶ 普通の日本語と介護の日本語の違い
- ▶ 方言と標準語
- ▶ N4とN3とN2の違い
- ▶ わからないと言いつらい

生活習慣の違いによる問題

- ▶ 掃除の仕方
- ▶ 靴を脱ぐ習慣
- ▶ ごみ問題
- ▶ 交通事故
- ▶ どこまで公共か
- ▶ お風呂の習慣
- ▶ 挨拶・マナー
- ▶ 時間管理

文化の違いによる問題

- ▶ 宗教的ちがい
- ▶ 食事習慣のちがい
- ▶ 声の大きさや体臭問題
- ▶ SNSの書き込み

労務上の問題

- ▶ 労基法が異なることによるトラブル
- ▶ 日本の契約はアバウトであるために起こる問題
- ▶ 仕事の効率が理解できない
- ▶ 時間の問題
- ▶ 一度の多くの職務をこなせない

問題は教育で解決できる

- ▶ もともとは国によってい習慣の労働時間が異なる。
- ▶ 勉強を行う習慣はついている。

上記のことより学ぶ習慣はもともとある。

いろいろな問題を解決するためには、まず信頼関係を作ることが大切であり、学び続けることができる環境作りが大切である。

よい環境は、よい評判となり良い人材が集まってくる。

障がい支援施設と老人施設との違い

- ▶ 老人は、老いの哲学で理解する
- ▶ 障がいは、
人が成長しようとする未来への支援が必要
生活支援の指導・応援
就労支援；働く姿勢の支援

障がい者という認定範囲

- ▶ 発展途上国より先進国のほうが障がい者割合が高い。これは医学の発展・経済の発展により異なる。
- ▶ インクルージョンの実践は自然とできている場合がある。

介護という新しい仕事

- ▶ 家事手伝いとの違いが判らない
- ▶ 介護業務を理解させる必要がある
 - ①障害の種類の理解
 - ②自立支援の理解
 - ③チームケアであることを理解
 - ④ほうれん草の大切さ
 - ⑤書く練習

人材が育つということ

- ・働いて学ぼうという気持ちを持続させることが重要である
- ・学びあいの場合
- ・年齢的感覚の差を考え指導者を選ぶ
 - Wifiの環境はアジアのほうが整っているので携帯世代である
 - 情報にはとても敏感である
- ・キャリアアップのための支援を明確に見せる。
優秀な人は看護師を目指したい人もいる

よい人材を集める

- ▶ 広報戦略を明確に立てる
- ▶ お給料の高さだけで、施設を選ばない
- ▶ やりがいのある職場を目指す